

建設経済常任委員会

令和3年9月14日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 9号 令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について

議案第 12号 旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（5名）

委員長 向 後 悦 世

副委員長 遠 藤 保 明

委 員 佐久間 茂 樹

委 員 木 内 欽 市

委 員 井 田 孝

欠席委員（1名）

委 員 高 木 寛

委員外出席者（1名）

副 議 長 宮 内 保

説明のため出席した者（11名）

副 市 長 飯 島 茂

商工観光課長 加 瀬 博 久

農 水 産 課 長 多 田 一 徳

建 設 課 長 浪 川 正 彦

都市整備課長 栗 田 茂

上下水道課長 宮 負 亨

農業委員会
事務局会長
その他担当員
向 後 秀 敬
4名

事務局職員出席者

事務局長 花澤 義 広
副 主 幹 菅 晃

事務局次長 向 後 哲 浩

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

コロナ感染症対策の緊急事態宣言下ではありますが、旭市の発展につながるような慎重な審査をしていただきたいと思います。

なお、高木寛委員におかれましては、入院のため欠席させていただきたいとの連絡がございましたので、ご了解願いたいと思います。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、宮内副議長に出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

宮内副議長。

○副議長（宮内 保） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は一般会計補正予算を含む2議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ、慎重なご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

飯島副市長。

○副市長（飯島 茂） 皆さん、おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審議をお願いいたします議案は、全部で2議案でございます。

内訳は、予算関係が1議案で、議案第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、建設経済常任委員会の所管事項。

次に、条例関係が1議案で、議案第12号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう進めてまいります。何とぞ2議案とも可決くださいますよう、お願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月2日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案であります。

初めに、議案第9号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については着座で結構です。よろしくお願いします。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） すみません。着座で失礼いたします。

議案第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算の農水産課所管事項につきましては、本会議における説明以外ございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） 令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、商工観光課所管事項につきましては、本会議での補足説明のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） おはようございます。ご苦労さまです。

委員会で質疑がないというのもちよっとおかしいかな。本会議との説明と重なるかもしれませんが、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

一括かな。最初は農水産課のほうで、農水産業経営支援給付金給付事業、8,026万1,000円、ありますよね、補正で。

○委員長（向後悦世） 佐久間委員、ちょっとページを言っていただけるとありがたいですが、ページ数。

○委員（佐久間茂樹） ページは、10ページ。これが補正で新たに追加されたわけですけども、ですね、予算ですね。それで、令和2年度で、何だっけ、ちょっと待ってください。これ、決算書の決算に関する説明資料の54ページ、農水産業経営継続支援金給付事業、名前が似ているんだけど、ちょっと違うんだけどね。

だけど、多分、要するにコロナ対策として新たに追加補正されたものだと思うんですけど、これとの関係で、この54ページには対象者が50%以上、215件、減少率30%のうちの50%で61件、計276件になっていますかね。これと今度の補正との関係、同じ人になるのか、あるいは新たな別の業者なのか、なるんですかね。その説明は、この54ページを中心にして説明していただけるとありがたいなと。

これと同じようなものがあればいいんだけどね。同じように商工観光課、商工費のほうで、10ページの中小企業等経営支援給付金給付事業、1億5,101万1,000円だね。これと、令和2年度の説明資料59ページ、飲食店等緊急支援給付金給付事業、307件で3,113万1,000円出ていますね、決算で。

それから次のページ、60ページ。中小企業者等事業継続支援金給付事業、これは何だか相当件数があるんだけど、合計2億1,863万4,000円。決算で、そこがされていますよね。今回の追加補正というか、令和3年度ですけど、11ページの中小企業等経営支援給付金給付事業、1億5,101万1,000円、これとの関係。支援する人が重複するのかなと、全く新たなのかなと。その関係で、特に説明書のほうの資料を中心に説明していただけるとありがたいなと思うんですけど。

いずれにしろ、コロナ対策で困っている中小企業者に対する支援だと思うんですけど、令和2年度で行われたものと令和3年度で今回追加された補正と、どのぐらいの関係なのかなと。重複する人がいるのかな、あるいは全く新規なのかなと。その辺をちょっと説明いただければありがたいなと思います。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 着座で失礼します。

今回の事業につきましては、農水産業経営支援給付金給付事業とさせていただいております。こちらは、説明書の54ページの、昨年度の農水産業経営継続支援金給付事業と、対象とします目標としましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、経営に深刻な影響を受けた農水産業者に対しての事業継続、維持のための支援として、事業のほうを載せさせていただいております。目的につきましては、昨年度の事業を継承した中で実施する予定でございます。

対象者につきましても、昨年度の農水産業者と同じということで、対象者のほうも同じ内容とさせていただいております。それから、支援の給付額ですけれども、昨年度につきましては、減少率を30%以上50%未満の方に10万円、売上げが減50%以上の経営者の方には20万円ということでございましたが、新しい支援の給付事業につきましては、20%以上、売上げが減少した事業者に一律10万円ということで、内容のほう、こちらについてはちょっと変更させていただいております。

そのほかの手続きの方法につきましても、原則郵送ということで昨年度の支援事業のほうの内容を引き継いだ中で実施させていただこうと考えております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、商工観光課が担当します中小企業の関係の給付金の事業でございます。

まず、説明資料の中で59ページの飲食店等緊急支援、こちらは、本年度は補正予算を組んでございません。事業は2年度で終了しております。それで、中小企業のほうは3年度に新たに補正をお願いするわけですが、まず、2年度につきましては、売上げが30%以上等の減少率があったものを対象に行った事業でございます。

これが、この説明資料の60ページでございますと、この中ほどの表でございます。まず、50%以上の件数が843件、30%以上50%未満が111件、月の平均売上げが20万円未満の分に関しましては109件ということで、こちらが中小企業の分になります。追加支援というのは、こちらは飲食店の事業を拡大したものになりますので、全部で1,100件余り中小企業の対象がございました。

それであと、先ほど農水産課のほうからもしましたが、本年度、補正を組ませていただいた事業の内容につきましては、まず売上げの減少率が今度、昨年30%以上だったものを20%以上ということで枠を広げさせていただきました。少しでも減少率が低い方を救

ってあげようということで、枠を拡大させていただきました。それで、本年度は1,500件を見込んでございます。一律10万円で1,500件を見込んでおります。

昨年は1,100件余りという、先ほどお話をしましたが、それで拡大分を含めまして、拡大分300件ぐらいを見込みまして、1,500件という数字で積み上げをしたものでございます。

以上です。

それであと、重複というか重複しているというお話でございますが、ほとんどの方が重複してくると思います。もう昨年30%以上で申請をしてもらったんですが、今回は、下の20%以上にしましたので、重複はしてくると思います。プラスで300件を新たに見込んだということで、ご了解をいただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 結構、査定がすごい大変なんだろうと思います。昨年度もあって、当初の予定件数からだいぶ最終的には減っちゃったような、あるんですけど。大変なんだろうと思うんですけど、今、農水産課のほう、前回、課長だったからよくご存じなんだろうと思いますけど、農水産課のほうで、今の、先にそっちを教えてもらいたいと思います。

確認しますけど、54ページの売上減少率、これは今回一律10万円なんですね、支給金は。それで、54ページで30%以上だったけど、今回、20%以上に枠を広げますと。件数はおおむね1,500件ですという話でしたね。

それで、そうすると、重複があるという話になると、前回、30%以上、50%の人もらって、これが約276件あるわけでしょう。54ページ、足すと。276件だね。この人は、二重、重複でまた新たに10万円もらえるっていうんでしょう。そうだね。今回、20%以上で枠を広げて、件数は1,300件くらい増えるわけだね、1,500件という。そうだね。そういう話ですよね。

そういった意味で、ちょっと今、これ、大変なんだと思うんだけど、配っていただくのは本当にありがたい話で、ぜひできるだけ多くの人に補助をあげてほしいと思うんだけど、今度、20%以上の人が、今まで、要するに去年、もらっちゃった人、276件の人に対して、若干、不満が出ないかなというような気がするんですけど、その辺はどうなんですかね。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） すみません。ちょっと説明不足がありまして、農水産課のほうにつきましては、今回の支援の中では、一応、800件を予定させていただいております。

(発言する人あり)

○農水産課長（多田一徳） はい、そうですね。全体といいますか、重複はします。同じです。20%以上にさせていただいたというのは、まず、20%以上ということで枠を広げさせていただいたので、今回につきましても、件数のほうが増えるという、ちょっと見込みをいたしています。その中で、一律の10万円ということにさせていただいております。

また、50%以上とかの減少があった方につきましては、現在、国のほうの、月次支援金ですとか県のほうの支援金のほうで、国のほうが50%以上、県のほうが30%以上という支援がございますので、そちらのほうを併せて活用していただければと思っております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 前は国からの支援金ということで、今回は一般財源は市ですね。市独自ですね。

それで、前からちょっと気になっていたんですけれども、20%以上という査定のために、全て確定申告書、申告書をベースにして判断しているんだろうと思うんですけど、申告義務のない低所得者というとおかしいけど、ちょっとその辺、よく分からないんですけど、かなり、そういった人は全くいないんですかね。

全くもう要するに、役所に出す書類が整えることができないからということで、最初から諦めている人も結構いるんだろうと思うんですけど、その辺はどのくらいいるんですかね。あるいはいないのか。把握しています。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 今回対象としています農家さんにつきましては販売農家ということにさせていただいております。こちらは農林業センサスのほうでの販売農家ということで、30アール以上の農地を持っている方、または50万円以上の収入がある方という中で全体数字から対象の方を記載させていただいております。

確定申告につきましては、申告が終えていない方は、申告できるような状態であれば申告していただく、または、収入の分かるものを、出荷伝票ですとか、そういった判明できるような書類がそろえられていただければ、支給といいますか、給付のほうをしていきたいとは考えております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） どうもありがとうございます。そういった意味では今回500件ぐらい増えるわけですね、276から800件だから。そういった意味ではかなり広い範囲で救えるということだと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

併せて、後で結構ですから、この54ページと比較できるような、分かるような書類があればいただきたいと思います。別にすみませんけど。

それで、あと商工観光課の商工費のほうなんですけど、確認しますけど、59ページの飲食店緊急支援給付金はもう終了しましたという話ですね。それから60ページの、これが1,100件って言っていたかな。これもやっぱりあれですか、件数、さっき1,100件って言ったけど、これ、足すと1,100件になるね。これはパーセンテージは一緒ですか。20%以上になるのかな。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、ご質問にお答えします。まず、委員、すみません、理解をしていただきたいんですが、昨年度の事業は一旦廃止をしてございます。それで、新たに今回、新規で事業を興しましたので、その辺、ご理解をお願いしたいと思います。

それで減少率の関係ですが、今年の分、今回の分は20%以上の売上げの減ということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 事業名も若干名前が違うし、終わったのは分かっているんですよ。ただ、内容はその追加、今年度、令和3年度版ということなんだろうと思うんですけど、ただ、そういった意味で農水産課と一緒に、要するに昨年度もらっちゃった人も、今回はまた対象になるわけでしょう。そうですね、重ねてもらえるわけだね。

ただ、逆に今回は枠が広がって、20%になったという話ですね。件数が1,100件で同じくらい。昨年が1,100件だから、かなり広がりますよね。今年は。で、幾らだ、金額が幾らだ、1億5,000万円。2億1,000万円か。金額が20万円から10万円に下がったのね、まずね。昨年度が1,100件だから、今回は何件って言っていました。さっき言いましたっけ。

（発言する人あり）

○委員（佐久間茂樹） 1,500か、これが1,500か。はい、分かりました。そうすると500件くらい増えると。

(発言する人あり)

○委員（佐久間茂樹） 300件増える。

これには飲食店なんかは入るんですか。

○委員長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） 飲食店等が入っておりません。あくまでも中小企業ということ
をお願いします。

○委員長（向後悦世） 佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 農業関係も当然、外れますよね。そうですね、はい。分かりました、
はい。じゃ、そうすると、例えば小売店とか飲食店が外れるわけだから、ちょっと待ってね。
飲食店が300件か。追加で500件くらいだもの。残り1,000件くらいは、ほかの中小企業者、
中小企業会社。例えば、魚屋さんなんかはどっちへ入るんですか。

○委員長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） まず、飲食店は県の持続化給付金等をいただいているので、そ
こら辺はちょっと外させていただいております。魚屋さんですか。一応、小売等に入ろうか
と思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 少し分かってきました。それで、すみませんけど、農水産課と同じよ
うに、これも60ページと同じように、例えば中小企業といっても飲食店が外れる、魚屋は入
るって言ったんだよね。その辺のところをちょっと分かりやすく、ちょっと件数等まとめて
いただけるとありがたいなと思います。

○委員長（向後悦世） 佐久間委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） 今、手元にすみません、件数がないものですから、後ほどとい
うことでもよろしいですか。

○委員長（向後悦世） 後で資料を出すということでいいですか。

○委員（佐久間茂樹） 後で結構ですから、ぜひよろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） じゃ、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について補足説明がありましたらお願いいたします。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 議案第12号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、本議会で補足説明申し上げた以外ございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 議案第12号について質疑がありましたらお願いいたします。

井田孝委員。

○委員（井田 孝） それでは、条例の一部を改正する条例の中の3の委員ですか、（2）の学識経験者4名と、（4）の関係団体から推薦された者、これはどういう方を想定しているのか教えていただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 井田孝委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） まず、学識経験者でございます。学識経験者につきましては、これは空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針というものがございまして、その中に挙げられている業種職種の方でございます。

学識経験者につきましては、弁護士、司法書士、行政書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、建築士、宅地建物取引業者等というところから4名ということになっております。

次に、（4）関係団体からというところでございます。関係団体は、現在、社会福祉協議会、民生委員等の福祉関係の団体から1名というふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 井田孝委員。

○委員（井田 孝） 委員のほうは了解いたしました。あと、もともとの条例の中で、特定空家等というのを決めて、その特定空家が危険な状態の場合は、市でもって解体等を行って、その費用は所有者に請求するというふうになっているんですが、例えば、危険な状態で、市が解体して更地にした場合、その所有者に請求がいくと思うんですが、その所有者が未払いにおいてその更地を転売するとか、そういうことを規制することはできているのでしょうか。

○委員長（向後悦世） 井田孝委員の質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時32分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 今、ご質問のとおり、手順については、そのように市のほうで代執行を行った場合に、危険な住宅の所有者に対して費用について請求をするという制度になっております。

井田委員、危惧されているようなケースを、まだ実際に想定して実施しておりませんので、そこまでの想定がちょっとできておりません。対策計画をつくるときにそこまでの想定ができるように検討していきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 井田孝委員。

○委員（井田 孝） 転売とかされて、またその所有者が利益を得てしまうので、そういうのができれば規制できるような条例を加えておいていただければと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 同じような質問なんですけども、ちょっと聴き取りがダブってたらごめんなさいね。これは決算委員会でも、私、申し上げたんですが、これから人口を増やすためにも、例えば、都会にいた方が、移住する方にもこの空家は使っていただくというのは非常にいいことだと思うんです。それとあと、外国人の方々も住むところに困ってる人もいるので、この1番目の（1）の委員、地域住民というのは、これは大ざっぱでもいいですが、どのような方か、ちょっと最初からどのような人たちを人選するのか、というのは、いろんな協議会に出ますが、ほとんど発言がないんですよ、聞いているとね。

ですから、例えば区長会の会長あたりとかがやった場合に、区長なんていうのは1年ぐらいで変わっちゃうので、そういった意味で聞きたいんです。どのような方を選ぶのか、簡単に結構です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 現在予定しております地域住民の代表の方は、区長会からの推

薦をいただきたいというふうに、今、考えております。

(発言する人あり)

○都市整備課長(栗田 茂) 失礼しました。次が、学識経験者でございまして、弁護士、司法書士、行政書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、建築士、宅地建物取引業者等から4名、関係団体から推薦された者は、社会福祉協議会、民生児童委員等の福祉関係者から1名、関係行政機関の職員につきましては、海匠土木事務所、旭警察署、旭市消防本部等の県市職員3名、そして、市議会議員様につきましては1名を想定しております。

以上でございます。

○委員長(向後悦世) 木内欽市委員。

○委員(木内欽市) これはどこかであったのをそのまま当てはめていると思うんですけど、さっきも言ったように、何だろうな、学識経験者、弁護士とか、何で弁護士がここに入るのかちょっと分からないんですけどもね、とにかく、旭は独自の考えで、さっきも言いましたように、ほとんど委員会、発言ないんですよ。委員長と一緒に私も出ている委員会もありますが、ほとんど発言がない。それで日当6,000円を払うわけでしょう。

ですから、やはり発言を、活発な発言を出してもらって、この中にはありませんが、特に、うちのほうの農村部へ行くと空家ばかりなんです。ですから、そういった本当に困っている、空家で困っているようなところの地域も入れたほうがいいんじゃないのかなと。私はいつも議会とかで言いますが、一番過疎なんです。3軒に1軒、空家ですから。ということ、右か左、どちらか空家なんです。非常に困っているんですね。

それで、空き巣が入ったり、治安上も非常に悪いので、ぜひそういったところもちょっと考えていただければ。それは6番目の、市長が必要と認めるものでも入ると思うので、一応、そういった面も考慮にいただければ、そういうふうに思います。

回答は結構です。よろしくお願いします。

○委員長(向後悦世)

ほかに質疑はありませんか。

遠藤保明委員。

○委員(遠藤保明) 先ほど、井田委員、木内委員も発言された中と重複すると思うんですが、この委員会を立ち上げた中で、このメンバーで新しくこの制度に加えるものってあります。

○委員長(向後悦世) 遠藤保明委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 新しく加えるものでございますか。新しく加えるというのは、今回の条例の中では、6条と7条の空家対策計画を加えるというところと、空家対策協議会を設置するというところのこの2つの条文が入ってきまして、新しくなるのは計画を作成するというところが、新しく加わる場所かなというふうにちょっと考えます。

○委員長（向後悦世） 遠藤保明委員。

○委員（遠藤保明） じゃ、この協議会が主だったこの事業に関して、ある程度権限を持つような形で進めていくのかな。

○委員長（向後悦世） 遠藤保明委員の質疑に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 今回協議会を設置しまして対策計画を策定することになります。対策計画では、行政としての基本姿勢を市民に対して示しつつ、空家の管理の促進、空家等及び空家等の跡地の活用方策や、放置することが不適切なもの、特措法によるところの特定空家等に対する措置について明記することとなる予定でございます。

市といたしましては対策計画に沿った形で、空家等の適切管理の促進等を進めるため、所有者への助言または指導等を実施していく予定でございます。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） 申し訳ございません。先ほど佐久間委員からのご質問の中で、飲食店等が県から給付していただいている事業名が、ちょっと私、間違えて発言をしてしまいました。正式名称としましては、千葉県感染拡大防止対策協力金という事業を飲食店等がいただいております。

よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） いいですか。

じゃ、特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

以上で2議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後悦世） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第9号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（向後悦世） 次に所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） それでは、農水産課から1件ご報告させていただきます。

農水産課から、株式会社千葉県食肉公社の第26期事業報告書及び第27期事業計画書につきまして報告をさせていただきます。

資料につきましては右上に農水産課と書かれた資料になりますので、そちらのほうをご覧くださいと思います。

初めに、報告の件につきましてご説明申し上げます。株式会社千葉県食肉公社は市が出資

している法人で、日本政策金融公庫からの借入金に対する損失補償を市が行っていたため、地方自治法の規定に基づき、平成27年度までは毎年9月の定例議会で経営状況を報告しておりましたが、借入金の返済が進み、市が損失補償する額が公社の資本金7億2,000万円の2分の1未満となり、平成28年度より議会への報告義務がなくなりましたが、本委員会において経営状況の報告を申し上げているところであります。なお、この借入金は平成30年度に返済が完了しております。

それでは、お手元の資料の1ページをご覧ください。1の事業報告になります。令和2年度の屠畜頭数は、大動物の牛が1万4,729頭で、前年とほぼ同数になっております。小動物の豚は44万3,498頭で、前年より1万5,769頭増加し、前年比103.7%になっております。

次の枝肉販売実績は、牛と豚、それぞれ記載のとおりの実績となっております。

次に、2の貸借対照表は説明を省略させていただきまして、収支につきまして、3の損益計算書によりご説明申し上げます。2ページをご覧ください。

収入となります。売上金の合計は、右側の上段、109億3,784万8,000円で、これから売上原価を差し引きますと、中段にありますように、売上総利益は3億2,140万7,000円となります。これから販売費と一般管理費を差し引いた営業利益は5,967万8,000円で、一番下にあります税引き後の当期純利益は2,807万7,000円となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。4の第27期令和3年度の事業計画になります。

(1)の屠畜頭数計画でございますが、牛は1万4,400頭、豚が43万5,000頭を今年度計画しております。

次に、(2)の販売頭数計画につきましては記載のとおり計画しております。

4ページをご覧ください。(3)収支計画になります。本年度も事業の効率化による事業管理費やエネルギーコストの削減に取り組むことといたしまして、表の一番下にありますように、当期純利益を828万4,000円と見込んでおります。

以上で株式会社千葉県食肉公社の第26期事業報告書及び第27期事業計画書についての報告を終わります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 都市整備課より、銚子連絡道路及び谷丁場遊正線の都市計画決定の告示について報告させていただきます。このことについては、本定例会開会日の市長政務報告につきまして、銚子連絡道路については千葉県が、また銚子連絡道路に接続するため

の谷丁場遊正線の延伸区間につきましては市が、それぞれ都市計画決定の告示に向けた準備を行っているところであると報告を申し上げたところでございます。

その後、銚子連絡道路につきましては、千葉県の都市計画決定の告示が8月31日付で行われましたので報告させていただきます。また、谷丁場遊正線につきましても、銚子連絡道路と同日の8月31日付で市において都市計画決定告示を行いましたので、併せてご報告いたします。

今回、都市計画決定告示が行われたことにより、都市計画決定に係る一連の手続きが完了したこととなります。今後は早期の事業化に向けて、県への働きかけに取り組んでまいります。

以上で都市整備課からの報告を終わります。

○委員長（向後悦世） 担当課の報告は終わりました。

ここで、私より委員各位に連絡があります。ただいま、報告のありました千葉県食肉公社第26期事業報告及び第27期事業報告については、議会への報告義務はございません。しかしながら、担当課長から所管の委員会ですので、説明させていただきたいという申出がありましたので、報告させていただきます。そのため、質問はなしということでお願いいたします。

それ以外のただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（向後悦世） これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時52分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 向 後 悦 世